

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 川村 伸浩

- 1 日時
令和5年2月15日（水曜日）
午後3時10分開会、午後3時35分散会
- 2 場所
第2委員会室
- 3 出席委員
川村伸浩委員長、千葉盛副委員長、伊藤勢至委員、郷右近浩委員、柳村一委員、
工藤勝子委員、米内紘正委員、ハクセル美穂子委員、高田一郎委員、上原康樹委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
及川担当書記、高井担当書記、和田併任書記、岩淵併任書記、小川併任書記
- 6 説明のため出席した者
藤代農林水産部長、千葉技監兼農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、
橋本技監兼林務担当技監兼全国植樹祭推進室長、佐藤副部長兼農林水産企画室長、
照井農政担当技監兼県産米戦略室長、森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、
佐々木技術参事兼農村建設課総括課長、高橋農林水産企画室企画課長、
臼井農林水産企画室管理課長、鈴木森林整備課総括課長、安藤森林保全課総括課長、
佐々木漁港漁村課総括課長、佐藤漁港漁村課漁港課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
議案の審査
 - (1) 議案第1号 令和4年度岩手県一般会計補正予算（第8号）
 - 第1条第2項第1表中
歳出 第6款 農林水産業費
 - 第2条第2表中
第6款 農林水産業費
 - 第3条
 - (2) 議案第2号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する
議決の変更に関し議決を求めることについて
 - (3) 議案第3号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する

議決の変更に関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○**川村伸浩委員長** ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。

議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第8号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第2条第2表繰越明許費補正中、第6款農林水産業費、第3条債務負担行為補正、議案第2号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて及び議案第3号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上3件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐藤副部長兼農林水産企画室長** 議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第8号）のうち、農林水産部関係の予算について御説明申し上げます。

今回の当部の補正予算案については、国の補正予算対応分であり、本県農林水産業における防災・減災、国土強靱化を推進しようとするものであります。

議案（その1）の3ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費118億4,005万3,000円の増額補正であります。補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承願います。

予算に関する説明書の13ページをお開き願います。6款農林水産業費、3項農地費、2目土地改良費の右側説明欄の三つ目、経営体育成基盤整備事業費は、圃場の大区画化や排水改良など、生産基盤の整備や担い手への農地集積の一体的な実施に要する経費について補正しようとするものであります。

3目農地防災事業費の説明欄の一つ目、農村地域防災減災事業費は、地域における効果的な防災減災対策を講じるため、農業用施設の整備状況や利用状況等を把握し、地域の実情に即した施設の整備、保全等の総合的な実施に要する経費について補正しようとするものであります。

15ページをお開き願います。4項林業費、4目造林費の説明欄の一つ目、森林整備事業費補助は、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、再造林や間伐等の森林整備に要する経費について補助しようとするものであります。

17ページをお開き願います。5項水産業費、10目漁港漁場整備費の説明欄の三つ目、水産物供給基盤機能保全事業費は、漁港施設の長寿命化を図るため、機能保全計画に基づく保全工事等の実施に要する経費について補正しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その1）にお戻りをいただきまして、4ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正の追加の表中、当部の所管は6

款農林水産業費の地籍調査費負担金から5ページの漁港漁場整備管理までの19事業、117億6,517万3,000円であり、国の補正予算により翌年度に繰り越しして使用しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。7ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正の追加の表中、当部の所管は事項欄の治山事業であり、期間及び限度額を記載のとおり定めて債務を負担しようとするものであります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。議案(その1)の9ページをお開き願います。議案第2号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは畑地帯総合整備事業ほか4事業の農業関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市町村の負担金の額を変更しようとするものであります。

13ページをお開き願います。議案第3号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは水産物供給基盤機能保全事業の水産関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市町村の負担金の額を変更しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○川村伸浩委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○ハクセル美穂子委員 私からは、農林水産業費の経営体育成基盤整備事業費について質問いたします。

既に事業を行っている地域に対して追加で補正するという内容なのか、この事業を新規で実施するところも含まれているのかお聞きしたいと思います。

○佐々木技術参事兼農村建設課総括課長 経営体育成基盤整備事業費ですが、今回の補正予算は、八幡平市後藤川地区ほか57地区、全て継続地区でございます。整備面積といたしましては241.5ヘクタールを計画しております。

○ハクセル美穂子委員 わかりました。全て継続地区ということですね。そうすると、89億円は令和5年度の当初予算案にも計上しているのか、該当する地区プラスという可能性もあるのか、または分けられているのかということも確認したいです。

○佐々木技術参事兼農村建設課総括課長 先ほど御答弁申し上げました89億円、57地区に今後御審議いただく令和5年度当初予算をあわせて一体的に執行するという地区もございますし、令和5年度新規地区もございます。補正予算では新規地区はございません。令和5年度当初予算において新規地区に取り組む予定です。

○ハクセル美穂子委員 ありがとうございます。この事業の必要性を感じて地域の中でも話し合いが進んでいるところも多いようですので、令和5年度で採択になるように事業を進めていただければと思います。これで終わります。

○高田一郎委員 私は何点か質問いたします。

今回の第8次の補正予算ですが、農林水産部は118億円とかなり大きな補正予算だった

と思います。本会議でも質疑があったのですけれども、今回は先議ということで、早く予算執行して、年度内に事業が始まるようにということなのですけれども、どれくらい早まるのかお伺いしたいのが一つです。

そして、もう一つは、全部の事業を聞いている時間はないのですけれども、物価高騰に対する影響、例えば今議論があった経営体育成基盤整備事業費で、基盤整備を進めるということなのですから、ここ1年、2年の10アール当たりの工事費の状況を県として把握されているのかその二つについてお聞きしたいと思います。

○高橋企画課長 1点目の年度内の執行についてですが、農林水産部の所管の関係では、先ほどの経営体も含めて86カ所の事業を予定しております。そのうち25カ所で年度内に入札することで、準備をしているところです。

○佐々木技術参事兼農村建設課総括課長 高田一郎委員お尋ねの物価高騰分でございますが、具体的な数字は持ち合わせておりません。ただ、建設物価等の本がございましてけれども、資材価格は上がるトレンドにあるといったことは間違いのないと思っております。人件費についても、この前の建設工業新聞で数字がたしか5.数%というような数字だったと記憶しておりますが、これまでも上がっており、今後とも上がっていくであろうと考えております。

○高田一郎委員 最初の件はわかりました。

物価高騰の影響ですけれども、岩手県もその状況をしっかり把握すべきだと思うのです。特に中山間地域での基盤整備事業となると、場所によるのですけれども、工事費が10アール当たり250万円、300万円と言われ、さらに物価高騰によって350万円などになって、結局それが農家の負担になってしまうので、なかなか基盤整備を進めようという気持ちにならないというのが一つあります。

もう一つ、今まではなかったのですけれども、基盤整備を採択する要件に、基盤整備後に生産額を2割、3割ふやすというような高いハードルがあって、そういう話を最近行政から聞いて、なかなか基盤整備に前向きに取り組むことができないというような話を聞くことがありました。

さらに、担い手に農地を集積する集積率によって促進費がプラスになります。農家負担が限りなくゼロに近づくということで、集積をどんどん促進するということになるのですけれども、そうすると担い手の皆さんだけが農業を担って、ほかの人たちは農業から撤退するというか、農業機械を持っていてもしょうがないので処分するというような、そういう状況がつけられるのです。

さきほど言った二つの高いハードルがあるし、もう一つは農地の集積率を高めれば高めるほど、農家の皆さんが農業から撤退していくというような、そういう構図がつけられていくのではないかと思うのです。最近農業団体の方々と懇談したときに、集積、集約をし過ぎて、農業から撤退していく人たちがどんどんふえているという状況が農村の中で出ているのですけれども、農業の基盤整備のあり方として、県としてどのように受けとめてい

るのか、その点についての考え方をお伺いしたいと思います。

○千葉技監兼農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 集積に力を入れるあまり離農が進んでいるのではないかというお話なのですが、我々といたしますと農家の減少、それから高齢化ということに対してどのような形で支援をしていくかという中で、やはりそういった農家の方々が自然減という形で減っているという中で、その農地を未来永劫維持していくためにはどうしていくべきかという中で、選択肢の一つとして基盤整備があると捉えています。したがって、そういった中身を捉えまして、地元の方々からぜひ基盤整備をやってくれという形での申請事業ということで支援をしているわけでごさいます、我々としては基盤整備をやるから離農していくのだという見解は持ち合わせておりません。

利用集積、それから生産費等の削減ということについてハードルが高いのではないかという御指摘でごさいますけれども、集積率については現況の集積割合から幾らふやしていくかということについて、その割合に対して促進費を交付するという仕組みでごさいます。例えば現況が高い場合は集積率を上げる割合が低くても促進費が交付されるということでごさいます。本当に集積がされていないところについては、半分ぐらい集積すればそれ相当の促進費が交付されるという、度合いによって促進費の交付額が変わってくるという仕組みでごさいますので、一律何%上げるから幾ら促進費が出るということではございせん。ただ、農家負担を極力軽減した形で基盤整備をやりたいというお話を受けての取り組みでごさいますので、やはり農家が減少する中で担い手の方々に集約をしていくというのは、今後その流れの中で非常に重要な部分ではないのかと思っております。

それから、2割程度の生産費、恐らく高収益作物の割合をそれぞれ上げるというお話かと思っておりますけれども、今の米の需要の状況等を踏まえまして、やはり米だけではなかなか所得が上がらないという中で、高収益作物とセットで地域で所得を上げていくような手法を考えていくべきであろうという考え方の下に、基盤整備地区の中で農地が汎用化されるわけです。地下水位が下がって、米以外のものも作付できるような転作が可能になる圃場をつくるというのが今の基盤整備の考え方ですので、その中で米以外の収益作物も組み合わせながら、今後もより農家の所得向上が図られるように基盤整備を進めていきたいと考えております。

○高田一郎委員 経営体育成基盤整備事業費そのものを全て否定しているということではないのですけれども、やはり農家の皆さんの理解を得て進めることが大事なのだろうと思っております。

もう一つ、今回の補正予算の中に水利施設管理強化事業費が予算措置されました。750万円ほどです。事前に頂いた資料によりますと、国営事業等で行っている土地改良区等に令和4年度のエネルギー価格の高騰分に対して70%を補助するなどの事業であります。今年度分を支援されると思いますが、昨年12月定例会のときに、電気代高騰に対する土地改良区への支援ということで6,500万円ほど計上されました。土地改良区は大変喜んでおりますけれども、12月補正で措置したものと今回の国の対策は二重に支援されるものか説明

してください。

○佐々木技術参事兼農村建設課総括課長 高田一郎委員御指摘の12月定例会で議決していただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源にする県単独事業と重複しての支援は認められないということでございます。例えば県の支援を50%受けたとすると、残りの50%については今回の支援の対象になるということでございます。例えば県で50%の支援を受け、一関市でも50%の支援をしている場合、50と50足すと100になってしまいますので、そういう土地改良区についてはそもそも支援の対象にならないということでございます。

○高田一郎委員 わかりました。

前回のこの際質疑でもお伺いしたのですけれども、これは令和4年度の対応であります。実施期間も令和3年から令和4年という資料を頂きましたけれども、新年度はどういう対応をされるのかお聞きしたいと思います。

○佐々木技術参事兼農村建設課総括課長 令和5年度につきましては、農林水産省サイドとして、当初の予算案ではこういうスキームの事業はないと認識しております。ただ一方では、今月からだと記憶しておりますが、経済産業省で電気料金そのものに、低圧で7円、高圧で3.5円という支援がされていると、それが9月まで続くといったことがございます。一方、電力各社は国に対し、電気料金の値上げを申請しており、今国で審査している状況だと聞いておりますので、今後電力料金がどうなるかわかりませんが、高どまりといえますか、農家経営に影響がある場合には、国に対して必要な支援を要望していきたいと考えております。

○川村伸浩委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村伸浩委員長 異議なしと認めます。

よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。